≪資料 5≫

小川町地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

第１条　この規程は、小川町地域公共交通活性化協議会設置規約（以下「規約」という。）第１３条の規定に基づき、小川町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第２条　協議会の予算は、補助金、負担金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

２　協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、協議会に諮るものとする。

３　協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終了する。

（予算の補正）

第３条　会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に諮るものとする。 ただし、協議会を招集する時間的余裕がないときは、専決することができる。

２　会長は、前項の規定により予算の補正を専決した時は、これを協議会に報告するものとする。

（予算区分）

第４条　歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第１のとおりとする。

２　歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第２のとおりとする。

３　当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第１及び別表第２に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第５条　歳出予算の流用及び予備費の充用は、小川町の例によるものとする。

（出納及び現金等の保管）

第６条　協議会の出納は、会長が行う。

２　協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第７条　会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

２　協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

（収入及び支出の手続）

第８条　協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、小川町の例により行うものとする。

２　協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

⑴　予算整理簿

⑵　前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

（決算等）

第９条　会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、協議会の承認を得るものとする。

２　前項の承認を得るにあたっては、規約第１２条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

（協議会が解散した場合の措置）

第１０条　協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを精算する。

（補則）

第１１条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成２７年９月１４日から施行する。

別表第１（第４条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
１　負担金	１　負担金	１　負担金
２　補助金	１　補助金	１　補助金
３　繰越金	１　繰越金	１　繰越金
４　諸収入	１　諸収入	１　諸収入

別表２（第４条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
１　総務費	１　会議費	１　会議費
	２　事務費	１　事務費
２　事業費	１　事業費	１　事業費
３　予備費	１　予備費	１　予備費